

大野市移動支援事業実施要綱

(平成19年1月22日告示第11号)

改正 平成22年3月30日告示第57号
平成25年3月26日告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第32号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、移動支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 市長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条の規定による指定を受けた指定障害福祉サービス事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第70条若しくは第115条の2の規定による指定を受けた事業者を事業実施者に指定し、事業を実施させることができるものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 規則第3条に規定する者で、法第19条に規定する介護給付費のうち重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けていないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

(事業の内容)

第4条 事業は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための1日の範囲内で用務を終える外出に係る支援を行うものとする。ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

2 事業の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 個別支援型 障害者等の外出における個別への移動支援
- (2) グループ支援型 複数の障害者等からなるグループの外出における集団への移動支援

(事業実施の要件)

第5条 事業実施者は、事業を行うため、ガイドヘルパー研修を終了した者又は介護ヘルパーの資格を有し、かつ、障害者支援に関する研修を終了した者をもって事業に当たらなければならない。

(費用の負担)

第6条 事業に要する費用は、別に定める単価を基準として算定するものとし、利用者の負担割合は、事業に要する費用の1割とする。ただし、障害者本人及びその配偶者又は障害児の保護者が市民税非課税の場合若しくは、利用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条に規定する被保護者又は要保護者である者の負担額は、無料とする。

2 前項の利用者の負担割合の1月当たりの上限額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 障害児の保護者の賦課期日の属する年の市民税所得割額の合計額が280,000円未満の場合 4,600円

(2) 障害者本人及びその配偶者の賦課期日の属する年の市民税所得割額の合計額が160,000円未満の場合 9,300円

(請求及び支払)

第7条 事業実施者は、事業に要する費用から利用者の負担額を差し引いた金額を当該事業を提供した月の翌月10日までに、市長に対して請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合には、当該事業に係る費用を請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

3 利用者は、利用者負担額を事業実施者に直接支払うものとする。

(遵守事項)

第8条 事業実施者は、受け入れることが可能な利用者に対して事業内容等について事前に説明を行わなければならない。

2 事業実施者は、利用者に対して適切な事業を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

3 事業実施者は、事業の提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業実施者は、従業員、会計及び利用者への事業の提供記録に関する諸記録を整備し、事業を提供した日から5年間保存しなければならない。

5 事業実施者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘

密を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成22年告示第57号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第43号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。